

正しく使いましょう みんなの下水道

下水道は多くのお金をかけて作った皆さんの大切な財産です。
施設を長持ちさせるため、ルールを守って正しく使いましょう。

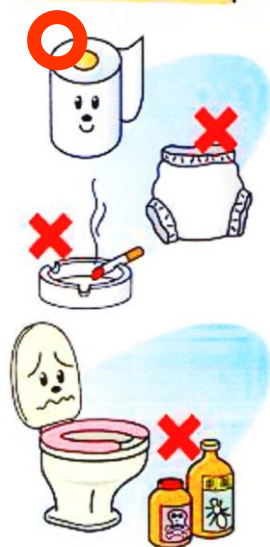
1 台所

- ◎油類は下水管を詰まらせる最大の原因です。また、処理場でもなかなかきれいな水になりません。残り油などは下水道に流さず、新聞紙や布きれにしみこませて「燃えるごみ」として処分してください。
- ◎生ゴミなどの固形物も、下水管を詰まらせます。野菜くずや食べ残し等を流さないように、排水口には網か目皿を付けて下さい。



2 水洗トイレ

- ◎使用後は、毎回水を流してください。
- ◎紙は必ずトイレットペーパーを使用してください。ティッシュペーパーなどの水に溶けない紙を流すと、便器や管が詰まります。
- ◎ビニール・紙おむつ・ゴム・生理用品、吸い殻などは、流さずに別の容器に入れ、「燃えるごみ」として捨ててください。
- ◎トイレの洗浄はぬるま湯で行い、取れにくい汚れに対しては、中性洗剤を薄めて使用するか、市販のトイレ用洗剤を適量使用してください。



3 風呂・洗面所・洗濯

- ◎毛髪やシャンプーのキャップなどの固形物が流れ込まないように、排水溝には目皿を付けてください。
- ◎浴室等の掃除に用いる洗浄剤は、大量に使うと処理場の機能に支障をきたす場合があるので、適量をお使いください。



4 その他

- ◎公共ますや宅内汚水ますに土砂などが入らないよう、フタを閉めておいてください。
- ◎定期的に公共ますや汚水ますの中を点検しゴミなどがあれば取り除くなどしておくと、つまりなどのトラブルの予防になります。
- ◎雨水や融雪用の井戸水などは、下水道に流さず、側溝や水路に流してください。
- ◎積雪時、マンホールや公共ますへの雪捨ては絶対にしないでください。
- ◎古くなった灯油やエンジンオイル、重金属・農薬・殺虫剤などの有毒物質や、塩酸等の劇薬は、絶対に下水道に流さないでください。
- ◎排水設備（下水道排水管・ます等）の清掃については、法的な義務付けはありません。排水設備清掃の訪問販売等は、排水設備に支障がなく、清掃の必要がないと思ったらはっきりと断ってください。

新発田市 下水道課 施設管理係

〒957-0027 新発田市下内竹 747 番地（水道局庁舎内）

電話番号 0254-23-7284